

新型コロナウイルス感染症等の影響を受け  
困窮する外国人失業者等に対する  
ハローワークの対応

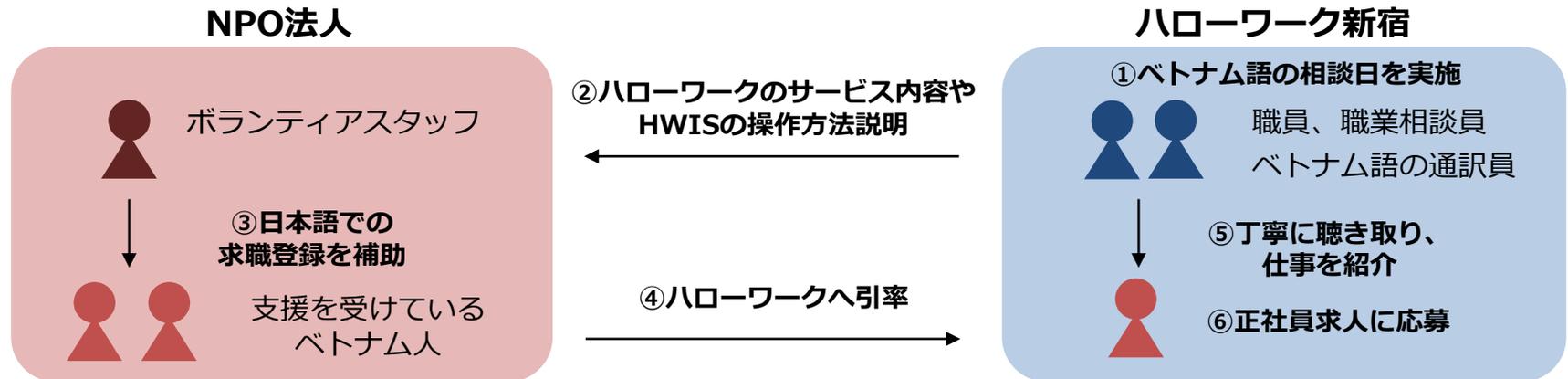
# NPO法人等とハローワークとの連携事例①

○令和2年12月24日、25日に開催されたハローワーク新宿の面接会の周知を、困窮する外国人を支援するNPO法人に依頼。

○同法人からのヒアリング結果に基づき、ハローワーク新宿において以下の取組を実施。

- ・ハローワーク新宿にベトナム語の通訳員を配置し、通訳員を介した相談を特定の日に試行的に実施（2週に1回・半日実施）（①）。
- ・厚労省本省職員より同法人のボランティアスタッフに対し、ハローワークのサービス内容やハローワークインターネットサービス（※）の操作方法等を説明（②）。説明を受けたスタッフが、日本語での求職登録を補助（③）。
- ・厚労省本省職員が、保護を受けていたベトナム人の方を新宿ハローワークに引率（④）。
- ・通訳を介して職員、職業相談員が丁寧に聴き取りを行い（⑤）、正社員求人に応募（⑥）。

※ハローワークインターネットサービス（HWIS）：求職の申込みや求人情報を閲覧できるオンラインサービス



**【成果】** NPO法人と連携したアウトリーチにより、日頃ハローワークに来所しないベトナム人求職者のサービスへの誘導に成功。

**【課題】**

- ・丁寧な伴走支援
- ・マンパワーの不足

# 外国人求職者と企業の効果的なマッチングに向けた取組

## 課題

- 円滑なマッチングのためには、①業務に必要なコミュニケーション能力などの求人内容を明確化し、求職者の能力を見極めること、②再就職先が限定される在留資格の特性を正確に理解することが必要。

## 対応

- 一部のハローワークで蓄積されている①、②に関するノウハウ（下記参照）を調査・集約し、業務用マニュアルとして全国のハローワークに周知。今後、研修等の場面を通じて定着を図る。
- ①について、職員向けのツールとして「できることリスト」を作成、外国人求職者の多い一部のハローワークに配布し意見を聴取した（※）。今後、改良を進め実用化を目指す。
- ②について、職員向けに新型コロナウイルス感染症の影響下での在留資格の特例等の変遷や、特例等を前提とした職業紹介の確認フローについて分かりやすく整理、更新し、全国のハローワークに周知している（直近では令和3年3月に更新）。

※ハローワークの職業相談部門、求人部門の担当者と、企業の採用担当者との間で、外国人求職者のコミュニケーション能力を共通の尺度で評価することを目標として、職場におけるコミュニケーションの場面で「できること」を簡潔にリスト化したもの。令和3年1～2月までの間、外国人就労・定着支援研修事業の修了者を対象者として想定し、一部のハローワークに配付し意見を聴取した。

### <参考> ハローワークにおける①に関する取組例

- ・窓口相談員が分担して求人事業所に連絡し、業務に求められるコミュニケーション能力、既に働いている外国人労働者に関する情報等を聴き取り、その情報をファイリングして、職員間で共有。
- ・日本語学校の留学生など、職場でのコミュニケーションに不安のある外国人求職者が来所した際、上記情報を参考に、応募しやすい求人をピックアップし、紹介を行う。

# 新型コロナウイルス感染症の影響下での在留資格の取扱いの変遷について

令和3年3月時点

## 取扱いの変遷

## 現行の取扱い

法務省関連HP

### 帰国困難な留学生

2月28日~

「短期滞在 (30日)」

4月3日~

「短期滞在 (90日)」

5月21日~

「特定活動 (6か月・就労可)」  
週28時間以内のアルバイト可  
対象：2020年に教育機関を卒業した帰国困難者

令和2年10月19日~

「特定活動 (6か月・就労可)」  
週28時間以内のアルバイト可  
対象：「留学」の在留資格を有していた帰国困難者(卒業の時期や有無を問わない)



### 帰国困難な技能実習生であって、要件に合致する就職先の内定があるとき

2月28日~

「特定活動 (30日・就労可)」  
対象：技能実習修了後、実習と同一の業務・機関で就労する帰国困難者

4月3日~

「特定活動 (3か月・就労可)」  
対象：技能実習修了後、実習と同一の業務・機関で就労する帰国困難者

4月27日~

「特定活動 (3か月・就労可)」  
対象：技能実習修了後、実習と同一の業務、同一又は異なる機関で就労する帰国困難者

5月21日~

「特定活動 (6か月・就労可)」  
対象：技能実習修了後、実習と同一の業務、同一又は異なる機関で就労する帰国困難者

令和2年8月12日~

「特定活動 (6か月・就労可)」  
対象：技能実習修了後、実習と関係する業務、同一又は異なる機関で就労する帰国困難者



### コロナの影響で ・解雇等された技能実習生、 ・帰国困難な技能実習生、 ・解雇等された就労系資格者、 ・内定取り消しをされた留学生等であって、要件に合致する就職先の内定があるとき

4月20日~

「特定活動 (最大1年・就労可)」  
対象：解雇等された技能実習生等で、特定産業14分野で就労する者

9月7日~

「特定活動 (最大1年・就労可)」  
対象：解雇等された又は実習を修了し、帰国困難な技能実習生等で、特定産業14分野で就労する者

令和3年3月26日~

「特定活動 (最大1年※1・就労可)」  
対象：解雇等された又は実習を修了し、帰国困難な技能実習生等で、特定産業14分野で就労する者  
(※1)帰国困難な状況にある場合は、6月の範囲で在留期間更新が可能



### 帰国困難な技能実習生であって、上記の内定がなく、生計が困難な場合に、アルバイトを行うとき

2月28日~

「短期滞在 (30日)」

4月3日~

「短期滞在 (90日)」

5月21日~

「特定活動 (6か月・就労不可)」

令和2年12月1日~

「特定活動 (6か月・就労不可)」  
要件(※2)を満たせば、週28時間以内の資格外活動(アルバイト)が可能



### 短期滞在者 (観光等、上記の区分に当てはまらないもの)

2月28日~

「短期滞在 (30日)」

4月3日~

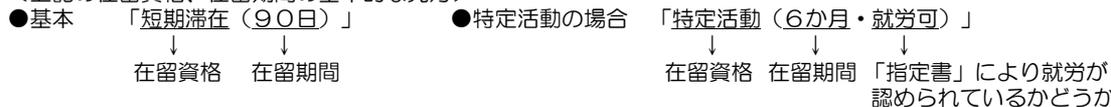
「短期滞在 (90日)」

令和2年12月1日~

「短期滞在 (90日)」  
要件(※2)を満たせば、週28時間以内の資格外活動(アルバイト)が可能



### <上記の在留資格、在留期間の基本的な見方>

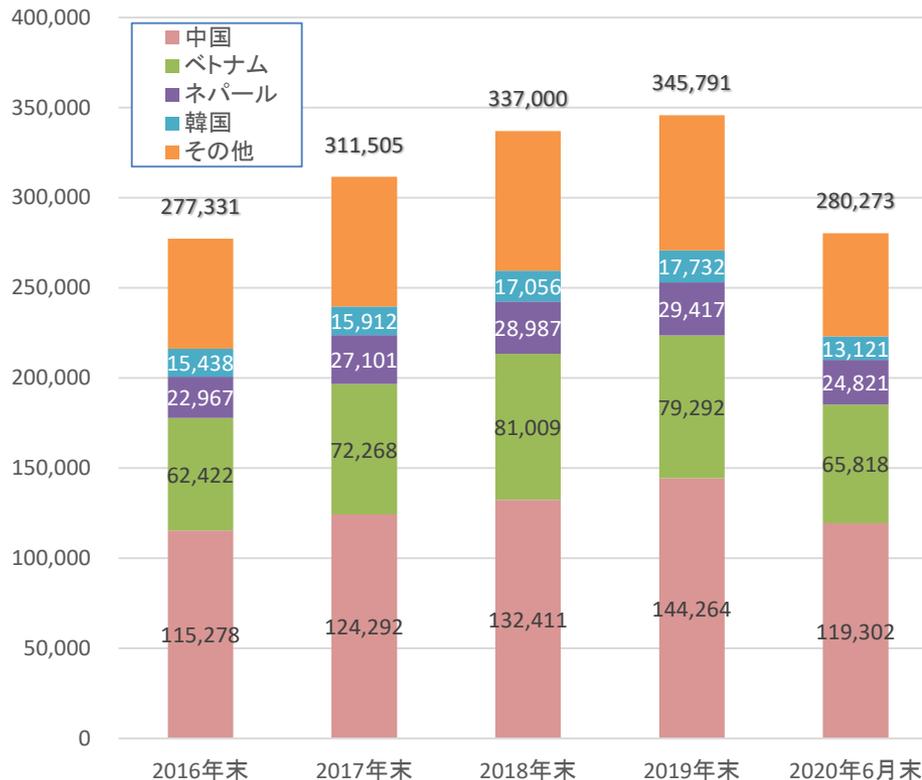


※2①現在有している在留資格で就労ができないこと  
 ②帰国が困難であること  
 ③在日親族や所属機関からの支援が見込まれない場合など、帰国するまでの生計維持が困難であること。

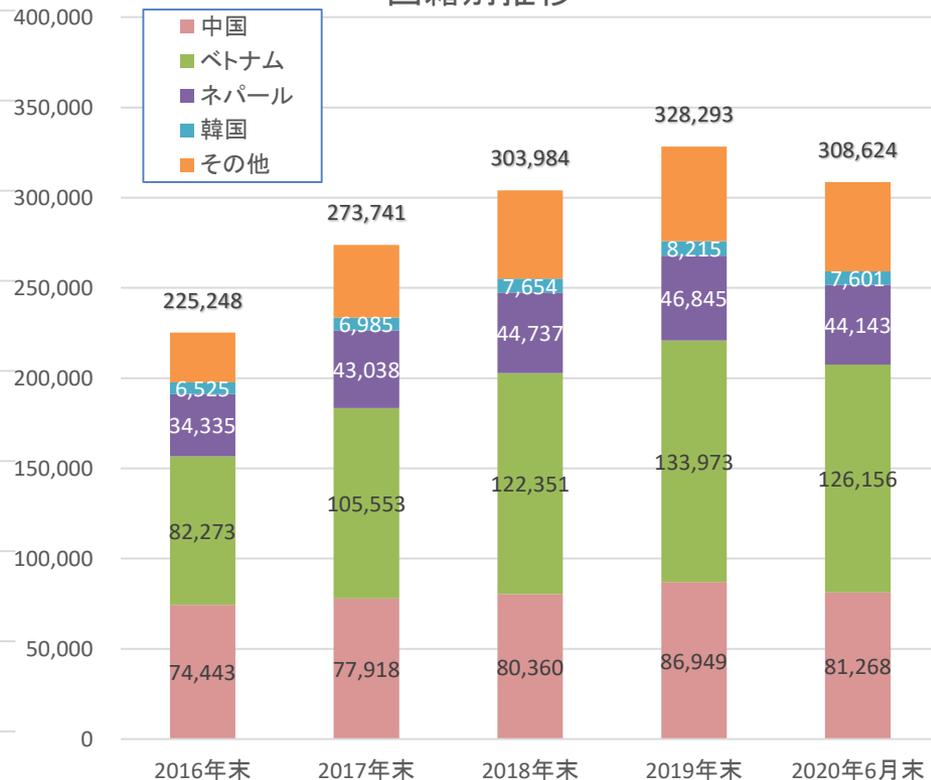
# 在留者数（留学）と外国人労働者数（留學生の資格外活動）の推移

- 在留外国人統計における「留学」の在留者数及び外国人雇用状況届における「留學生による資格外活動」の外国人労働者数の推移を示す。在留者数（留学）は、2019年末に34万6千人に達したが、コロナ禍の影響により、直近では28万人に減少している。外国人労働者数（留學生による資格外活動）は、2019年末に32万8千人となったが、直近では30万9千人に減少している。
- 国籍別では、在留者数では中国、ベトナム、ネパール、韓国、韓国の順であるが、労働者数では、ベトナムが最多である。

在留者数(留学)の国籍別推移



外国人労働者数(資格外活動(留学))の国籍別推移



(出典) 在留外国人統計 (2016年~2020年)

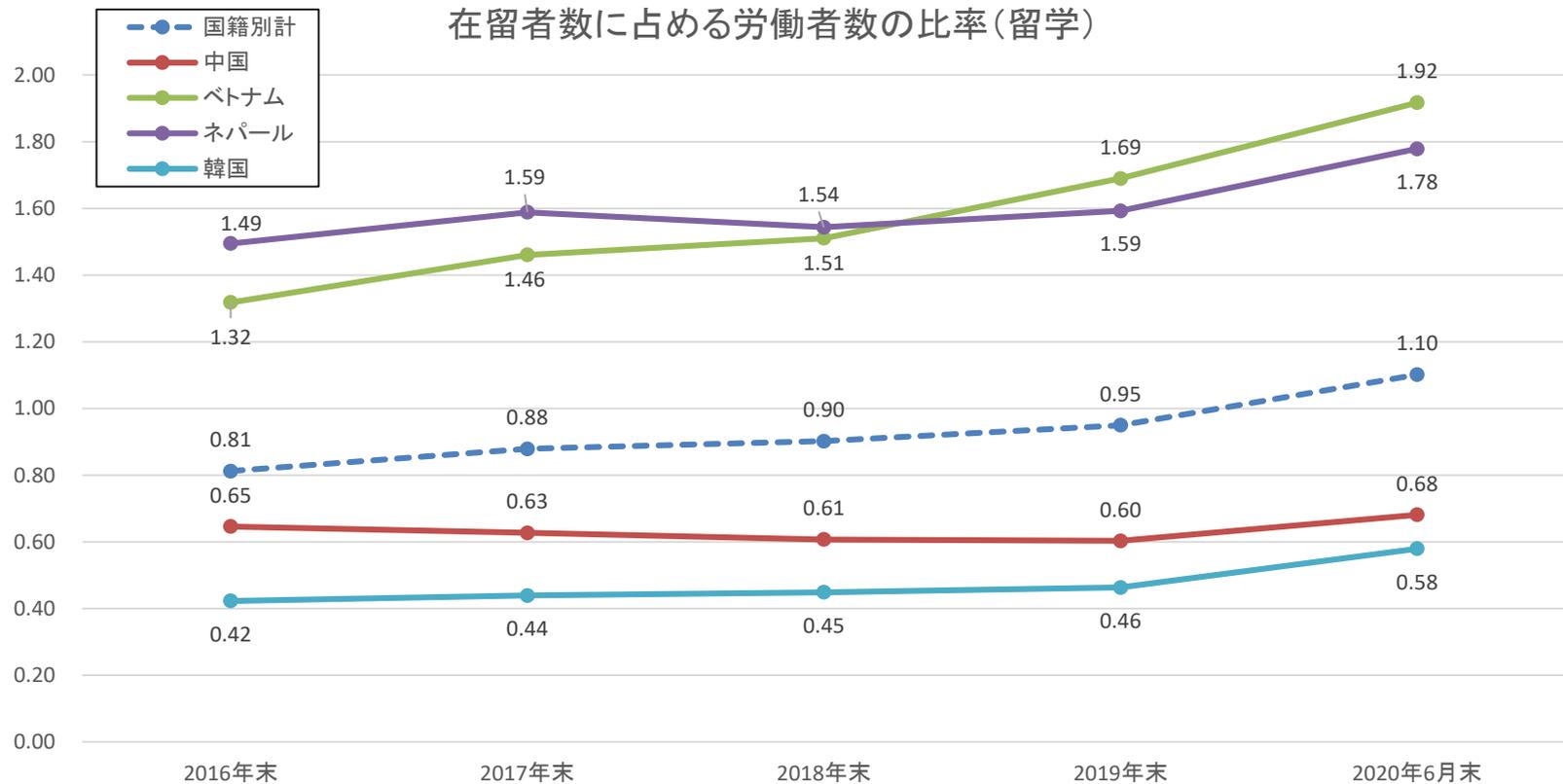
第1表 国籍・地域別 在留資格(在留目的)別 在留外国人

(出典) 外国人雇用状況届から抽出したデータを特別に集計(全国計)

※ 資格外活動を行う留學生を雇用する事業主からの外国人雇用状況届を集計したものであるため、在留者数よりも多くなることもあり得る。

# 在留者数（留学）に対する外国人労働者数（留学生による資格外活動）の比率

- 在留外国人統計における在留者数（留学）に対する外国人雇用状況届における外国人労働者数（留学生による資格外活動）の比率※の水準は、国籍別で大きく異なる。いずれの国籍についても、直近では比率が上昇している。
  - 国籍別では、ベトナムとネパールの比率が高く、直近ではそれぞれ**1.92**と**1.78**となっており、一人の留学生が複数の仕事を掛け持ちしていることが多いとみられる。一方、**中国**と**韓国**の比率は、直近でそれぞれ**0.68**と**0.58**に留まる。
- ※ 外国人労働者数（留学生による資格外活動）を在留者数（留学）で除したもの



(出典) 外国人雇用状況届から抽出したデータを特別に集計（全国計）  
在留外国人統計（2016～2020）

第1表 国籍・地域別 在留資格（在留目的）別 在留外国人

# OECD諸国等のコロナ禍での様々な対応（OECD等文献レビュー）

## 1. コロナ禍での外国人労働者への在留許可等緩和、労働移動促進措置

(1)多くのEU諸国では、在留許可や労働許可の緩和措置を講じた。(EMN/OECD 2020)

(例) スペイン、ドイツ、フランス、イタリア

(2)OECD諸国等では、コロナ禍により、特定の産業の労働需要が減少する一方、農業、建設、医療、介護及びIT関係の産業の労働需要が増加した。このため、保健医療分野の資格について、臨時的な緩和が行われた。(OECD 2020a)

(例) イタリア、カナダ、米国、スペイン、ドイツ

(3)農業分野では、在留期間の延長、他分野の外国人労働者の労働許可、短期間外国人労働者の導入が行われた。(ILO 2020a) また、追加的な労働力確保のため就労条件の緩和措置等が行われた。

(OECD/ILO/IOM/UNHCR 2020)

(前者の例) 米国、オーストラリア (後者の例) スペイン、フランス、カナダなど

## 2. コロナ禍での外国人労働者の失業者に対する経済支援措置

(1) OECD諸国では、失業率の上昇が見られたが、外国人労働者における失業率の上昇の方が自国民労働者より大きかった。(OECD 2020b)

(例) 米国、スペイン

ASEAN諸国では、調査に回答した外国人労働者の32%が、雇い止め等によって非自発的な離職や無給休職を余儀なくされている。(ILO 2020b)

(2) 外国人労働者はコロナ禍の経済対策の対象となっていない場合が多い。(ILO 2020c) G20-OECD諸国では、多くの国で、外国人を含めた雇用者に対する支援措置を実施した。(OECD/ILO/IOM/UNHCR 2020)

(3) ILOは、外国人労働者の多くが非正規労働であり、ビザの延長等の促進により、外国人労働者がエッセンシャルサービスにアクセスできるようにすべきこと(ILO 2020c)、 さらにIOM等は、外国人労働者の労働安全衛生の保護のため、必要な情報の提供や、共同生活等による感染の危険性にも対応する必要があるとしている。(IOM 2020 a&b)

(出典)

EMN/OECD (2020) "Inform #1 EU and OECD member states responses to managing residence permits and migrants unemployment during the COVID-19 pandemic".

OECD (2020a) "Contribution of migrant doctors and nurses to tackling COVID-19 crisis in OECD countries"

OECD (2020b). What is the impact of the COVID 19 pandemic on immigrants and their children?

ILO (2020a) "Protecting migrant workers during the COVID-19 pandemic: Recommendations for Policy-makers and Constituents".

ILO (2020b) "Experiences of ASEAN migrant workers during COVID-19: Rights at work, migration and quarantine during the pandemic, and re-migration plans".

ILO (2020c) "Social protection for migrant workers: A necessary response to COVID-19".

OECD/ILO/IMO/UNHCR (2020) "2020 Annual International Migration and Forced Displacement Trends and Policies Report to the G20".

IOM (2020a) [https://iris.iom.int/sites/default/files/COVID-19\\_Recruiter%20Guidance\\_Final\\_V1.pdf](https://iris.iom.int/sites/default/files/COVID-19_Recruiter%20Guidance_Final_V1.pdf).

IOM (2020b) [https://iris.iom.int/sites/default/files/IOM-COVID%2019\\_Employer\\_Guidance\\_V1.pdf](https://iris.iom.int/sites/default/files/IOM-COVID%2019_Employer_Guidance_V1.pdf).

# (参考) 前提となるOECD諸国の受入れや労働力需給調整の仕組み (OECD等文献レビュー)

## 1. OECD諸国の外国人労働者の受入れの考え方

- (1) 中小企業に対する外国人労働者の供給は、生産性を高めることよりも小規模企業の継続を支援する趣旨(OECD (2009))。
- (2) OECD諸国の短期間移民(temporal migration)の管理は、国内労働供給のみでは達成できない労働市場ニーズであって、国内労働市場に悪影響を与えることなく合理的時間枠では満たすことの難しいものについて、送り出し国の開発を妨げることなく労働移民によって満たすことを支援することが中心的な目的 (OECD (2011))。
- (3) OECDでは、技能水準 (スキルレベル) について、大卒、上位中等教育や高度職業訓練修了者が高度技能労働者(skilled workers)、それらより低いレベルが非高度技能労働者(non-skilled/low-skilled workers)の2つに分類 (OECD (2008) p.127)。外国人労働者は自国民労働者の代替 (substitute) や入れ替え(displace)ではなく、補完 (complement) であるべきであるが実際には困難であり (OECD(2014))、非高度技能の移民労働者は、低学歴の自国民への悪影響が高いとされ、OECD, EU諸国では、高度技能者に比較して、厳しく規制 (OECD/EU (2016)) 。

## 2. OECD諸国等の外国人労働者の労働力需給調整の仕組み

- (1) OECD, EU諸国では、非高度技能移民の受入にあたり、受入企業に労働市場テスト(labour market test)の実施を求めるか、割当定数 (quota) や上限(cap)などの数的制限を定めている (OECD/EU (2016)) 。
- (2) 短期間非高度技能労働者の受入に上限を設ける目的は、全体として、使用者の需要を下回る程度に受入を抑え、国内労働者の労働市場を保護することである。(OECD(2019) 更新可能な短期間高度技能労働 (英国、米国)、短期間非高度技能労働 (イタリア、イスラエル、米国)、季節労働 (イタリア、スペイン、NZ、米国) に割当定数が設けられている。国によっては、非高度技能動労に職種別の割当定数を設けている (韓国、英国、アイルランド)。高度技能労働の永住者に職種別割当定数を設ける国もある (カナダ、オーストラリア) (OECD2019))。

(出典)

OECD (2008) "Management of Low-Skilled Labour Migration", in International Migration, Outlook 2008, OECD Publishing, Paris

OECD (2009) "Workers Crossing Borders: A Road-map for Managing Labour Migration", in International Migration Outlook 2009, OECD Publishing, Paris,

OECD (2011) "Recruiting Immigrant Workers: Sweden 2011, Recruiting Immigrant Workers", OECD Publishing, Paris

OECD/EU (2016) "Recruiting Immigrant Workers: Europe 2016, Recruiting Immigrant Workers", OECD Publishing, Paris

OECD (2019) "Recruiting Immigrant Workers: Korea 2019, Recruiting Immigrant Workers", OECD Publishing, Paris

# 本日まで議論いただきたい点について

---

- (1) 新型コロナウイルス感染症等による外国人労働者等への影響とその要因について
- (2) 上記に対するハローワークの取組への評価
- (3) 今後求められる取組について

## (参考)

- ・ コロナの影響に対する政府の支援策
- ・ 福祉分野における対応

# 新型コロナウイルス感染症の影響に対する外国人への支援策

令和3年2月2日現在

## 【生活維持に係る支援】

### 低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援。児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等に対し、1世帯5万円、第2子以降ひとりにつき3万円を支給（基本給付）。さらに新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した世帯に対し、追加で5万円を支給（追加給付）。
- 対象者：【児童扶養手当受給世帯等への給付（基本給付）】
  - ①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている者（中長期在留者等の外国人を含む。）
  - ②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者（中長期在留者等の外国人を含む。）
  - ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった者（中長期在留者等の外国人を含む。）【収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付（追加給付）】  
上記①、②の支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申し出があった者（中長期在留者等の外国人を含む。）  
※さらに、上記①～③に該当し、基本給付の支給を受けた者は基本給付の再支給を実施している。  
（※令和2年12月11日時点では基本給付の申請を行っていない者についても、基本給付（再支給分）を併せて申請することにより支給。）

### 高等教育修学支援

- 家計が急変した学生等に対する授業料減免や給付型・貸与型奨学金を通じた支援
- 対象者：授業料等の支払いが困難である学生（外国人のうち、特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者のうち永住する意思があると認められた者を含む。外国入留学生については、別途奨学金制度を通じて支援）

### 国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の保険料の減免等

- 感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）等の減免を行った市町村等への支援
- 対象者：国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の被保険者（中長期在留者等の外国人を含む。）

### 国民年金保険料の免除

- 感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民年金保険料の免除
- 対象者：国民年金の被保険者（中長期在留者等の外国人を含む。）

### 電気・ガス・電話・水道料金、NHK受信料の支払猶予等の要請

- 感染症の影響により、電気・ガス・電話・水道料金、NHK受信料の支払いに困難な事情がある契約者につき、その置かれた状況に配慮し、料金の支払いの猶予等について、柔軟な対応を行うことを事業者等に要請
- NHK受信料について、相談窓口を設置するとともに、負担軽減措置を実施
- 対象者：電気・ガス・電話・水道・NHK受信契約の契約者（中長期在留者等の外国人を含む。）

### 個人向け緊急小口資金等の特例貸付

- 【緊急小口資金】
- 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の小口の貸付（貸付上限額：20万円以内）
- 対象：休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯（中長期在留者等の外国人の世帯員がいる世帯を含む。）
- 【総合支援資金】
- 生活の立て直しが必要な場合に継続して支援（2人以上世帯20万円以内。原則3か月以内）
- 対象：低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯（中長期在留者等の外国人の世帯員がいる世帯を含む。）

### 住居確保給付金の対象範囲の拡大

- 離職等や自己の責に帰さない理由等による就業機会の減少により経済的に困窮し、住居を失った者又はそのおそれがある者に対し、所要の求職活動等を条件に住居確保給付金を支給
- 対象者：離職・廃業後2年以内又は休業等により、収入が減少し、離職等と同程度の状況にある者で、給付要件を満たす者（中長期在留者等の外国人を含む。）

### 公営住宅等の入居者等への柔軟な対応

- 公営住宅について、事業主体に対し、既入居者に対する家賃支払いの猶予、家賃減免等の負担軽減措置や、入居希望者に対する保証人の免除など、入居要件の弾力的取扱いなどの柔軟な対応を要請
- UR賃貸住宅について、生活困窮者に対する行政窓口の紹介や、滞納家賃の分割支払いの協議など、柔軟な対応を実施
- 対象者：公営住宅・UR賃貸住宅の入居者・入居希望者（中長期在留者等の外国人を含む。）

### 生活保護

- 現に生活に困窮している方に、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、困窮の程度に応じて生活費、住居費等の必要な保護を実施
- 対象者：資産、能力等全てを活用してもなお生活に困窮する方（外国人のうち、適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない者（永住者、定住者、日本人の配偶者等及び永住者の配偶者等の在留資格を有する者、特別永住者、入管法上の認定難民等）に限る。）

## 【事業継続に係る支援】

### 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

- 地方自治体が実施する感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けた地域経済、住民生活の支援

### 持続化給付金

- 売上が前年同月比で50%以上減少している事業者に対し、事業の継続を支え再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給（法人は最大200万円、個人事業者は最大100万円）
- 対象：中堅企業、中小企業、小規模事業者等、フリーランスを含む個人事業者（中長期在留者等の外国人を含む。）

### 家賃支援給付金

- 令和2年5月～12月において、いずれか1か月の売上高が前年同月比で50%以上減少又は連続する3か月の売上高が前年同期比で30%以上減少している事業者に対し、事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担を軽減することを目的とした給付金を支給（法人は最大600万円、個人事業者は最大300万円を支給）
- 対象：中堅企業、中小企業、小規模事業者等、フリーランスを含む個人事業者（中長期在留者等の外国人を含む。）に該当する事業者

### 国税・地方税徴収の猶予制度

- 1年間、徴収・納付猶予（分割納付）できる制度（状況に応じて更に猶予が延長できる場合がある。）  
延滞税が軽減され、担保の提供が不要となる場合がある（国税については原則不要。地方税については都道府県、市町村の窓口にお問い合わせください。）
- 対象者：新型コロナウイルス感染症等により、一時に納税することが困難な者（中長期在留者等の外国人を含む。）

## 【就労に係る支援】

### 雇用調整助成金の特例措置の拡大

- アルバイト等、雇用保険被保険者でない労働者の休業への助成金支給対象の拡大
- 休業等の上限額・助成率の引上げ（上限額は15,000円、助成率は中小企業最大100%）
- 対象：感染症の影響を受ける事業主（中長期在留者等の外国人、外国人を雇用する者を含む。）

### 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金

- 新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者に対して支給
- 休業前賃金の80%（月額上限33万円、休業実績に応じて支給）
- 対象者：新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業期間中の賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかった労働者（雇用保険の被保険者でない方も対象であり、中長期在留者等の外国人を含む。）

### 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金

- 小学校等の臨時休業等に伴い、子供の世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった委託を受けて個人で仕事をする保護者に仕事ができなかった日について、1日当たり4,100円（定額）支給（※令和2年4月1日以降の日については7,500円（定額）支給）
- 対象：次の①又は②の子供の世話をを行うことが必要となった、委託を受けて個人で仕事をする保護者
  - ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等した小学校等に送る子供
  - ②新型コロナウイルスに感染した子供等、小学校等を休むことが適当と認められる子供

### 雇用保険の求職者給付

- 失業された方が、安定的な生活を送りつつ、1日も早く再就職出来るよう求職活動を支援
- 対象者：雇用保険の被保険者であって、受給要件を満たす者（中長期在留者等の外国人を含む。）

### 実習が継続困難となった技能実習生等に対する就労の維持

- 解雇等された外国人の情報を職業紹介機関に提供することによる迅速かつ効率的なマッチング
- 在留資格「特定活動（就労可）」の付与、人手不足分野の異業種への転職や特定技能への円滑な移行支援
- 対象者：感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生、技能実習を修了し、帰国が困難な元技能実習生等

## 【在留関係諸由に係る取扱い】

### 在留資格認定証明書の有効期間等の延長

- 【在留資格認定証明書の有効期間の延長】
- 在留資格認定証明書の有効期間について、以下のとおり取り扱う（令和3年1月21日変更）
  - ・作成日が2019年10月1日から12月31日まで → 2021年4月30日まで
  - ・作成日が2020年1月1日から2021年1月30日まで → 2021年7月31日まで
  - ・作成日が2021年1月31日以降 → 作成日から「6か月間」有効
- 【再入国許可による出国中に再入国許可の有効期間の満了日が経過した永住者への対応】
- 入国制限措置が解除された後、再度日本に入国する際、入国時に「永住者」の在留資格を付与

### 帰国困難者等への対応

- 感染症の影響による帰国困難者等につき、在留・就労等の継続を可能とする許可（短期滞在者等への資格外活動許可を含む。）



# 生活に困窮する外国人への支援 (福祉分野の対応)

## ■生活困窮者自立相談支援機関における多言語対応の強化

- 第2次補正予算により、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関等における多言語対応のための機器購入、通訳配置等を進めるなど、**外国籍の方への相談支援を実施。**
- また、生活にお困りの方に向けた、**ベトナム語を含む9言語のパンフレットを作成し、相談窓口の周知を図っている。**

## ■緊急小口資金等の特例貸付の実施

### <緊急小口資金等の特例貸付等の外国籍の方の取扱>

- 収入の減少等により一時的な資金が必要な方に対し、緊急小口資金等の特例貸付を実施。
- 緊急小口資金等の特例貸付は、国籍条項を設けておらず、**外国籍の方についても、貸付の対象としている。**

### <貸付・支給の状況>

- 例えば、東京都では、約14.0万件の貸付決定のうち、外国籍の方が約2.7万件。
  - 外国籍の方のうち、**約0.2万件がベトナム国籍**。また、約0.5万件が留学生。
- ※ 令和2年9月時点

# 参考資料

## (前回提出した資料)

# 日本で就労する外国人労働者（在留資格別・国籍別）

- ベトナムは「技能実習」が49.2%、次いで「資格外活動(留学等)」が30.8%。
- インドネシアは「技能実習」が62.3%。ネパールは「資格外活動(留学等)」が75.0%。
- フィリピンやブラジル、ペルーは「身分に基づく在留資格」が多い。

(単位：人)

在留資格	総数	①専門的・ 技術的分野	②身分に基づく 在留資格	③技能実習	④特定活動	⑤資格外活動
<b>全国籍計</b>	<b>1,724,328</b>	<b>359,520</b>	<b>546,469</b>	<b>402,356</b>	<b>45,565</b>	<b>370,346</b>
中国	419,431	122,485	119,018	76,922	5,120	95,878
韓国	68,897	30,719	26,789	38	3,084	8,260
フィリピン	184,750	12,537	129,235	34,590	5,207	3,176
ベトナム	443,998	62,155	16,057	218,600	10,403	136,781
ネパール	99,628	17,017	4,764	644	2,529	74,673
インドネシア	53,395	5,718	6,162	33,239	2,919	5,356
ブラジル	131,112	1,039	129,621	96	78	278
ペルー	29,054	154	28,738	64	28	70
その他	294,063	107,696	86,085	38,163	16,197	45,874

出典： 厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況（令和2年10月末現在）」

外国人を雇用する事業主に対する雇用維持のための相談支援や、外国人求職者に対する相談支援への対応のため、ハローワークにおける専門相談員等の配置等を通じ体制を強化するほか、外国人労働者に対し雇用等に係る情報を迅速かつ正確に提供するため、多言語での情報発信体制を整備する。

当初予算  
+  
第1次補正

## 1. 外国人を雇用する事業主に対する相談支援体制

- 外国人雇用状況届出に基づき、事業主に対して、外国人材の適正な雇用管理改善のための指導・援助等を実施。  
⇒ **就職支援コーディネーターを増員し、外国人を雇用する事業所に対して、各種助成金の活用等による雇用維持のための相談支援等を積極的に実施。**

## 2. 外国人求職者に対する相談支援体制

- 専門相談員による職業相談や、外国人求職者の希望や経験等を踏まえた求人情報の提供など、個々の求職者の状況に応じ、きめ細やかに対応。  
⇒ **職業相談員を増員し、離職を余儀なくされた外国人求職者等の早期再就職に向けた相談支援等を実施**

## 3. 多言語相談支援体制・情報発信

- ハローワークの職業相談窓口に通訳員を配置するほか、14か国語に対応した電話通訳サービスや多言語音声翻訳機器の活用により、多言語に対応した相談支援体制を確保。  
⇒ **通訳員の増員や多言語音声翻訳機器の追加配付により、多言語相談支援体制を強化。**
- 事業主・労働者向けに各種支援等を記載したリーフレットを多言語（14言語）や「やさしい日本語」に翻訳。HP掲載やSNSによる情報発信等を通じた周知・広報を実施。  
⇒ **引き続き、事業主や労働者と接するあらゆる機会を通じて、多言語による積極的な情報発信を実施。**



第2次補正等

## 多言語相談支援体制・情報発信について更なる強化

- 雇用保険など離職時に必要な手続き等の情報をリーフレット、動画、HP等でわかりやすく周知するなど、**外国人求職者への多言語での情報発信を更に強化。**
- 来所が困難な外国人求職者からの相談に対応するため、現在、日本語で対応している**ハローワーク・コールセンター**について、**多言語に対応するため機能を拡充。** ※第3次補正では通訳員の更なる増員を図り、窓口相談体制についても一層強化。

## 職業相談業務等の改善によるマッチングの促進（運用改善）

- **外国人が応募しやすい求人の開拓や改善など、職業相談を強化**することにより更なるマッチングを促進する。  
※外国人雇用に前向きな企業の開拓や業務で求められるコミュニケーション能力の丁寧な確認など、好事例を全国のハローワークに普及する。

# (参考) 情報発信の例①：外国人向けのリーフレット

○厚生労働省では、外国人が情報を知らないことにより不利益を受けることがないように、外国人労働者に向けたメッセージや支援策を多言語（16言語※）に翻訳したうえで情報発信している。

やさしい日本語

会社で働いている外国人のみなさま

新型コロナウイルスのために、あなたが働いている会社の経営が悪くなっているかもしれません。しかし、あなたの会社は、あなたが外国人だから、あなたを日本人よりも悪く扱ってはいけません。あなたは、次の1~4のようなことに気をつけて下さい。

1. 会社の責任で、会社があなたに「会社を休みなさい」と言ったときは、会社は、あなたにお金（「休業手当」と言います。）を払わなければなりません。これは、日本人と同じです。
2. 日本政府は、働いている人を守るために、会社にお金（「助成金」と言います）を払います。このお金は、外国人のためにも、日本人のためにも使うことができます。
3. あなたの子どもの学校は今休みになっているかもしれません。学校が休みになったら、あなたが会社を休まなければならないかもしれません。あなたが会社を休んだとき、あなたは給料が出る休み（「年次有給休暇」と言います）を使うことができます。これも、日本人と同じです。
4. 会社はあなたを無理矢理辞めさせることはできません。会社があなたに会社を辞めてほしいときは、日本人に辞めてほしいときと同じルールを守らなければなりません。

【QRコード】

※1~4などで困ったことがあったら、近くの労働局、労働基準監督署、ハローワークに相談してください。

厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署 ハローワーク

LL020312外01

厚生労働省

## 生活に困っている人へ、支援があります

※2020年5月1日時点のものです。これからも新しくなります。

### お金（生活するお金、会社・事業を続けるためのお金）に困っているとき

- **特別定額給付金**（※呼び方が変わるかもしれません）  
2020年4月27日の「住民基本台帳」に記録がある人に、1人に10万円を給付します。  
※申請の受付の開始日から3か月以内に申請してください。給付開始日は各市区町村で決定されます。 **P.3**
- **子育て世帯への臨時特別給付金**（0歳～15歳の子どもがいる家庭）  
子育て世帯（0歳～15歳の子どもがいる家庭）の生活を支援します。  
児童手当をもらっている世帯にお金を支給します。 **P.4**
- **緊急小口資金・総合支援資金**（生活するお金の支援）  
新型コロナウイルス感染症によって、仕事を休んだ人、仕事なくなった人が生活するお金に困っているとき、お金を貸します。 **P.5**
- **持続化給付金**（中小事業主・個人事業主のための支援）  
新型コロナウイルス感染症によって、とてもお金に困っている事業主に、事業を続けるためのお金を支給します。 **P.6**
- **実質無利子・無担保融資**（個人事業主のための支援）  
新型コロナウイルス感染症によって、お金に困っている個人事業主等（事業性のあるフリーランスの人も含みます）に、無担保・無利子のお金を貸します。 **P.7**
- **社会保険料等の猶予**  
社会保険料、税金、公共料金を、あとで払うことができます。 **P.8 ~11**
- **住居確保給付金**（家賃の支援）  
新型コロナウイルス感染症によって、仕事をやめたり、仕事なくなったので、住む家がない人も、しばらくの間、家賃と同じくらいのお金を支給します。 **P.12**
- **生活困窮者自立相談支援事業**  
いろいろな問題で生活に困っている人に、その人に合う支援をします。 **P.13**
- **生活保護**  
生活に困っている人が、最低限度の生活ができること、自分で生活することができるように支援します  
今の収入に応じて、生活するお金、住むためのお金などを支給します。 **P.14**

※16言語の内訳・・・日本語、やさしい日本語、英語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、カンボジア語、ミャンマー語、モンゴル語

○より多くの外国人の方にハローワークを知っていただけるよう、日系人の集住地域を中心に発行しているポルトガル語のフリーペーパーに、ハローワークの取組を伝える広告を掲載している。

【参考】日本語訳

いっしょに前へ、いっしょに明日へ

「ハローワーク」は、会社をやめたひと、新しい仕事を探しているひとを、  
応援します。

○日本政府からの大切なお知らせです。

○新型コロナウイルス感染症の影響で、仕事がなくなって困っていませんか？ハローワークは、国の職員が、無料で、あなたが新しい仕事を探すお手伝いをするところです。

○仕事がなくなったり、会社をやめたあと仕事が見つからなかったりしたとき、生活の心配をしないで、新しい仕事を探すことができるように、「雇用保険」からお金が出る場合があります。

○ハローワークは、全国にあります。困っていたら、まずは家の近くのハローワークにご相談ください。ポルトガル語の通訳がいるハローワークもあります。いっしょに仕事を探しましょう。

<ハローワークではこんなことが相談できます>

- ・仕事の相談
- ・会社の求人の情報を得る
- ・働きたい会社への紹介
- ・雇用保険の手続き
- ・仕事さがしのサポート

<ハローワークはこちらで探してください>

【全国のハローワーク】<https://www.mhlw.go.jp/content/000637894.pdf>

【通訳がいるハローワーク】

<https://www.mhlw.go.jp/content/000592865.pdf>

<COVID-19に関連する情報についてさらに知りたいとき>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/jigyuu](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyuu)

[nushi/page11\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/nushi/page11_00001.html)

厚生労働省



**VAMOS EM FRENTE!  
JUNTOS EM DIREÇÃO AO FUTURO!**

**VOCÊ QUE PERDEU OU SAIU DO SEU EMPREGO DEVIDO AO CORONAVÍRUS, A HELLO WORK PODE TE AJUDAR**

Aqui na Hello Work temos uma equipe de funcionários (Intérpretes em algumas regiões) que podem ajuda-lo, gratuitamente, a encontrar um novo emprego. Se estiver passando por problemas relacionado ao emprego, temos agências da Hello Work em todo o Japão, procure a mais próxima da sua casa. Damos total assessoria para o Seguro Desemprego, um auxílio em dinheiro que o governo oferece enquanto você procura uma nova colocação.

**O QUE VOCÊ PODE CONSULTAR NA HELLO WORK?**



- Informações de OFERTAS DE EMPREGOS
- Suporte e apresentação à empresa que deseja trabalhar
- Procedimentos de SEGURO DESEMPREGO



Agências da  
Hello Work no Japão  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000637894.pdf>



Hello Work com  
tradutores e intérpretes  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000592865.pdf>



Mais informações  
sobre a covid-19  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/jigyounushi/page11\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page11_00001.html)



ひと、くらし、みらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare



# ハローワークにおける困窮する外国人に対する緊急対応

- 地方出入国在留管理局とハローワークが連携して、困窮する在留外国人に対して、在留諸申請手続から就職相談まで一貫した支援を行う。また、外国人が母国語や英語でも気軽に相談できるよう、**ハローワークの通訳員を増員した上で、困窮する留学生等を支援しているNPO法人等とハローワークとが連携して丁寧な就職支援**を行う。  
なお、既に、令和2年11月30日に厚生労働省から出入国在留管理庁に対して協力依頼を行い、12月上旬より地方出入国在留管理局において、在留諸申請の際に、外国人にハローワークに係るリーフレットを配布し、案内する取組を開始している。また、NPO法人など外国人支援団体に対してその実情等を聞き取るなど、連携の方向性について調整している。〔厚生労働省、出入国在留管理庁〕
- 困窮する在留外国人が多数在住する地域のハローワークにおいて、十分な告知を行った上で、パートタイム求人企業の面接会を開催するなどアルバイト先とのマッチングを行い、きめ細かな就労支援を行う。  
既に、**令和2年12月下旬、東京労働局において、留学生等を対象としたアルバイト面接会を開催**している。〔厚生労働省〕
- ハローワークが行う就職支援の内容について、大使館や外国人支援団体等を通じて広く周知を行う。  
具体的には、ハローワークの就職支援の内容等について、**周知に前向きな外国人支援団体（在留ベトナム人の支援団体）や企業（海外送金事業者）に対して協力依頼**を行ったほか、**各国大使館に対しても周知**を行っている。〔厚生労働省〕

# 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける留学生への就職支援

特定非営利活動法人 国際留学生協会 向学新聞留学生関連ニュース 2021年1月7日  
(令和3年3月12日現在、インターネット上で公開されている内容)

## ハローワーク新宿 留学生対象アルバイト面接会を開催

2020年12月24日と25日、ハローワーク新宿の主催で、留学生対象のアルバイト面接会が開催された（場所：外国人在留支援センター）。コロナ禍の影響で、アルバイトがなくなり困窮している留学生が多い状況を受けて、求人企業とのマッチングの機会を提供しようと企画されたもので、留学生を対象としたアルバイト面接会は全国で初。コロナ対策のため事前予約制で人数を絞っての開催となったが、7企業（求人数34名分）が参加し、留学生24名が参加、当日中に6名の留学生が内定を得た。

面接会の開催告知にあたっては、ハローワーク新宿の窓口やウェブサイト、近隣日本語学校への戸別訪問や、厚労省や関係省庁を通じて大学や外国人支援団体などへの周知も行った。

今回の面接会で特筆すべき点としては、普段のハローワーク新宿の利用者はほとんどが中国籍の外国人だが、窓口ではほとんど見られないベトナム出身の留学生も多数参加していたことだ。一部の留学生にとっては、ハローワークは就職活動以外は利用の機会がないと認識されていたり、相談するには敷居が高い印象を持たれている。身近なアルバイトの問題をきっかけに敷居が下がり、仕事に関する情報収集や相談などでも、ハローワークの活用が増えることが期待される。

また、今後のアルバイト面接会の実施について、担当者は「他の地域にも、生活に困りアルバイトを探している外国人の方は多くいらっしゃる。今回の新宿での開催事例を、ニーズのある地域のハローワークとも共有し、地域ごとに適当な形式などを検討した上で、積極的に求人を紹介したい」と話す。



留学生対象アルバイト面接会の様子（写真提供：ハローワーク新宿）

# ハローワーク新宿 留学生向けアルバイト面接会の概要について

## 1. 概要

日時：令和2年12月24日及び25日（13:30～16:30）

主催：ハローワーク新宿

場所：外国人在留支援センター（FRESC）

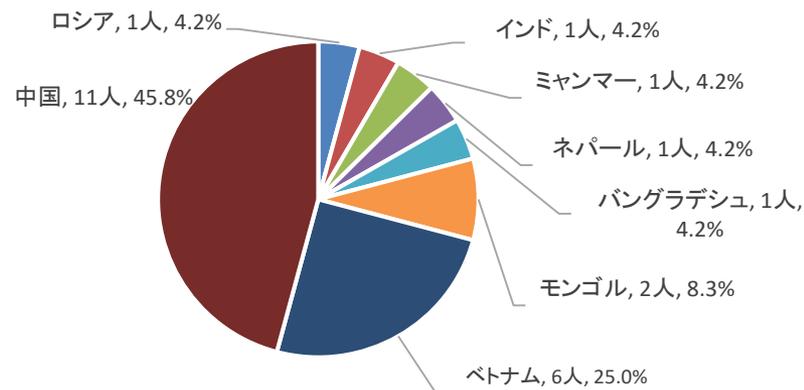
※事前予約制。当日は、会場にベトナム語通訳を配置。

参加者

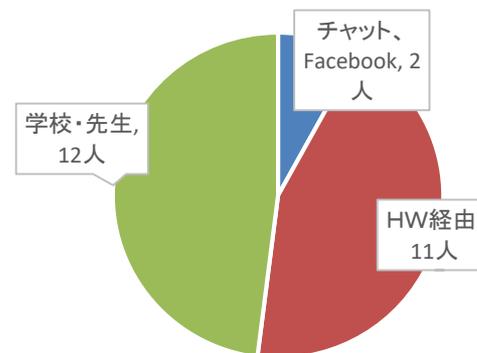
- ・企業：7企業（34人分の求人）
- ・留学生：24名（中国11、ベトナム6、モンゴル2、その他5）

⇒結果 内定を得たのは6名（7件）

○参加留学生の国籍別内訳



○実際の参加経路



※複数回答が可能なため参加人数の合計（24名）と一致しない

## 2. 事前の周知広報と実際の参加者の参加経路

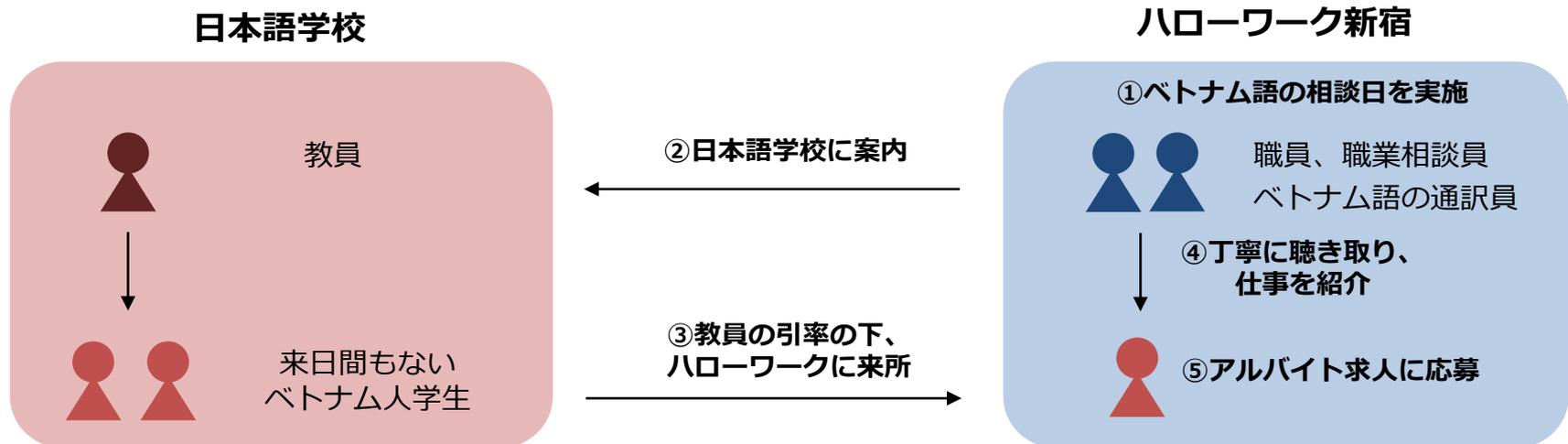
周知経路	周知方法
ハローワーク新宿	ウェブサイト、窓口、近隣の日本語学校への個別訪問
地方入管局	窓口での就労許可者へのチラシの手交
ベトナム人支援団体 (在日ベトナム人団体、ベトナム人技能実習生・留学生支援NPO)、 海外送金事業者	SNS等（実際に先方に訪問し、掲載を依頼した）
大学等（文科省経由）、 日本語学校（法務省経由）	学校ウェブサイト、学内掲示、教員から留学生への直接の情報提供

## 3. 成果及び今後の課題

- 中国、ネパールに比べハローワークを利用しないベトナムの求職者について、面接会に参加してもらうことができました。
- （面接会開催を含め）ハローワークのサービスに関する情報が到達しても、（面接会参加を含め）ハローワーク利用という行動に直結するわけではない。学校等における教員や友人の勧奨が重要。
- 面接会開催を周知広報する過程で接した元留学生（在留資格：「短期滞在」、資格外活動(週28時間就労)許可あり)の中には、日本語能力の低さに加え、自らに与えられた権利の内容（就労可能であること）、行使方法（どうすれば就職できるか）を理解していない者もいた。

# NPO法人等とハローワークとの連携事例②

- ハローワーク新宿にベトナム語の通訳員を配置し、通訳員を介した相談を特定の日に試行的に実施（2週に1回・半日実施）（①）。
- ハローワーク新宿より、上記について日本語学校に案内を行う（②）。
- 案内を見た日本語学校の教員が、来日間もない外国人留学生を引率し、ハローワーク新宿に来所（③）。
- ハローワーク新宿では、通訳を介して職員、職業相談員が丁寧に聴き取りを行い（④）、アルバイト求人を紹介、応募（⑤）。



## (参考) 関連報道

日本学生支援機構によると、2019年5月時点で日本で学ぶ留学生は31万人。7割以上がアルバイトに従事し、うち約半数が飲食業や宿泊業で働いていた。これらの業界は新型コロナの影響で大打撃を受けており、あおりで解雇されるなどした留学生も少なくない。

京都大の安里和晃准教授（移民研究）が4～5月に京都・大阪・滋賀で暮らす外国人300人超を対象に行った調査によると、留学生（94人）のバイト収入は新型コロナの影響で平均7割減っていた。安里准教授は「多くの留学生がインバウンド向けの接客業などで働いていた。外国人観光客が激減して深刻な影響が出ている」と話す。

（出典）令和2年7月27日日本経済新聞「外国人留学生、窮状続く コロナ禍でバイト収入激減」

海外との往来がコロナ禍で途絶え、訪日外国人客（インバウンド）による消費が激減している。りそな総合研究所によると、今年2～12月の消費減は推計で計4兆円超と国内の旅行消費額の1割強にあたる。都道府県別にみると、上位5位までの減少額が全体の6割を占めており、地域的な影響の偏りは大きい。

（出典）令和2年10月4日朝日新聞「（新型コロナ）インバウンド激減、打撃は 失われた観光消費、全国4兆円」

新型コロナウイルスの感染拡大で国内の雇用環境は悪化しているが、追い風が吹く業種もある。その1つがコンビニエンスストアだ。ここ数年は人手不足などを背景に成長力が鈍化した。ところが今は販売スタッフの応募が急増。時短営業を決めた店で、24時間営業が復活するケースも出てきている。

（出典）令和2年10月16日日本経済新聞「コンビニ人手不足、コロナで一段落 24時間店復活も」

※いずれも令和3年3月12日現在、インターネット上で公開されている内容から抜粋したもの。